

申告は正しくお早めに!



# 住民税(市・県民税)申告期間は 2月18日から3月17日まで

平成20年度(平成19年中の所得に対する)住民税の申告受付を次のページの日程により行います。

住民税の申告は、平成20年度市民税・県民税の基となるほか、国民健康保険税や介護保険料等の算定を行ううえで重要な資料となります。申告が必要な方は、3月17日までに必ず申告してください。なお、例年3月になりまして市役所大会議室の会場は大変混雑し、1時間以上の待ち時間が必要となる場合があります。申告はお早めにお願いたします。

## 住民税の申告



平成20年1月1日現在、下田市にお住まいの方は原則として住民税の申告書を提出していただくこととなります。

### 申告が必要な方

営業・農業・不動産などの所得があった方  
公的年金受給者で、社会保険料などの控除を受ける方  
ほかの収入があった方  
給与収入のみのサラリーマンであるが、勤務先から市へ

給与支払報告書が提出されていない方  
給与以外に、報酬・原稿料・公的年金・家賃等の不動産収入・配当(特定配当等、申告不要の配当を除く)などの所得があった方

平成19年中に会社等を退職した方(再び就職し、前職分を合せて年末調整した給与支払報告書が勤務先から市へ提出されている場合を除く)

国民健康保険に加入している方(所得の有無にかかわらず申告が必要です)

ご家族の扶養になつていて、仕事になかったなど収入のなかった方も申告してください。

申告をしなくてもよい方  
平成19年分の所得税の確定申告書を提出される方  
会社を通じて市へ給与支払報告書が提出されている方(給与以外に所得がなく、年末調整済みの方)

### 申告に必要なもの

認印  
給与・公的年金等の源泉徴収票  
給与と公的年金以外の収入がある方は、平成19年中(1

月から12月)の収入・支出がわかるもの  
各種控除を受ける場合は次の書類

・配偶者特別控除  
・配偶者の所得金額がわかるもの(源泉徴収票など)  
・社会保険料控除  
・国民年金・国民健康保険料などの払込証明書

・生命保険料地震保険料控除  
・保険料の払込証明書  
・医療費控除

支払った医療費の領収書、レシート、健康保険や生命保険などで補てんされる金額の明細書  
\*領収書等は整理し、支払った医療費・交通費の明細を便箋等に受診者ごとに病院別、月日順に記入のうえ持参してください。(合計額を必ず計算しておいてください)

・住宅借入金等特別税額控除  
\*所得税から住民税に税源移譲されたことから平成11年か

## 所得税の確定申告



所得税の確定申告が必要な方

〈給与所得者の場合〉  
給与と退職所得以外の所得が20万円を超える方  
2か所以上から一定額を超えた給与をもらっている方  
給与の年収が2,000万円を超える方 など

〈自営業者等の場合〉  
1年間の所得の合計額から基礎控除などの所得控除の合計額を差し引いて算出した税額が、配当控除の額より多い方

### 確定申告すれば所得税が戻る方

確定申告をする義務のない方も、次のような場合、確定申告をすると源泉徴収された所得税が還付されることがあります。  
ローンにより住宅を取得した方  
一定の額以上の医療費を支払った方  
年末調整で、扶養控除や社会保険料控除を受けていない方 など

## 確定申告の受付

税務署の確定申告相談は2月12日から

下田税務署の確定申告相談を、道の駅「開国しもだみなと」(特別展示室)で行います。期間中は、下田税務署で、確定申告の相談は行っていませんのでご注意ください。  
場所 道の駅「開国しもだみなと」(ベイ・ステージ下田) 2階特別展示室  
期間 2月12日(火)～3月17日(月)(土日を除く)  
開設時間 午前9時～午後5時

### 住民税申告会場でも受付ます

住民税の申告受付会場で、平成19年分の所得税確定申告(白色に限る)も受付ます。  
資料の不整理の方や譲渡株式を含む)所得がある方、特別控除等が関係する所得がある方、その他特殊な場合、受付ができない場合があります。  
所得税確定申告で還付が発生する場合は還付先の本人名義口座をお聞きしますので、通帳等の口座が確認できるものをこ持参ください。

平成18年の間に住宅を取得等し、居住の用に供した住宅の控除が所得税から控除しきれないときは住民税から控除することになりました。  
この期間に申告をしないと控除が受けられませんので必ず申告してください。  
・障害者控除  
・身体障害者手帳、療育手帳など  
その他の控除についてはお問合せください。

### 市県民税のおもな納税方法

▽普通徴収  
市役所から各個人あてに6月初旬に送られる納税通知書に添付してある納付書により、通常6月、8月、10月、翌年1月の年4回の納期に分けて各個人が納める方法です。  
▽給与からの特別徴収  
会社員等の給与と所得者の市・県民税は、市役所から各人ごとの税額を給与支払者(会社等)に通知し、会社等が6月から翌年5月まで年12回に分けて毎月の給与から差し引いて納めます。会社を通じて交付される「市民税・県民税特別徴収税額の決定通知書(納税義務者用)」で、税額を確認してください。

### 自宅で確定申告書を作成

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば、e-Tax用の申告データを作成することができ(事前手続が必要です)、作成したデータを簡単な操作により電子申告することができます。もちろん、プリンタを使って印刷したものを税務署に提出することもできます。  
国税庁ホームページ  
<http://www.nta.go.jp>

### 国民年金保険料は、全額が社会保険料控除の対象です

住民税や確定申告の際、平成19年中に納付された額を申告することにより控除が受けられますが、申告には証明書の添付が必要となります。控除証明書に関する問い合わせは  
☎0570・00・9911  
問合せ先

市県民税の申告については  
税務課市民税係 ☎2218  
所得税の確定申告については  
下田税務署個人課税第一部門  
☎20185  
電話は音声自動案内です。  
この件の問い合わせは「0」を選択してください。

## 住民税(市・県民税)申告受付日程

月日(曜日)	受付地区	会場	受付時間	月日(曜日)	受付地区	会場	受付時間	
2月18日(月)	須原	須原公民館	9:30～14:00	3月3日(月)	全地区	市役所大会議室	9:00～16:00	
2月19日(火)	北湯ヶ野	北湯ヶ野公民館	9:30～11:00	3月4日(火)	立野・蓮台寺・河内	稲生沢公民館	9:30～15:00	
	加増野	加増野憩いの家	9:30～11:00		3月5日(水)	東中・西中・中・高馬	中公民館	9:00～16:00
	横川	横川諏訪神社	13:00～15:00			3月6日(木)	大沢	上大沢区集会场
2月20日(水)	箕作・相玉・椎原・宇土金・落合	基幹集落センター	9:30～14:00	3月7日(金)			一・二・三・四丁目	市役所大会議室
	2月21日(木)	吉佐美	朝日公民館		9:30～14:00			
2月22日(金)	大賀茂	大賀茂公会堂	9:30～11:30	3月10日(月)	五・六丁目、旧岡方村	市役所大会議室	9:00～16:00	
	2月25日(月)	須崎	須崎漁民会館		9:30～14:00			
2月26日(火)	柿崎	柿崎公民館	9:30～14:00	3月11日(火)	東本郷・武力浜	市役所大会議室	9:00～16:00	
2月27日(水)	白浜	白浜公民館	13:00～15:00	3月12日(水)	西本郷・敷根			
2月28日(木)	全地区	市役所大会議室	9:00～16:00	3月13日(木)	全地区	市役所大会議室	9:00～16:00	
2月29日(金)	白浜	長田老人憩いの家	9:30～11:00	3月14日(金)	全地区			
		板戸公民館	13:00～15:00	3月17日(月)		全地区		

※お住まいの地区の予定日に申告できない方は・・・2月18日～3月17日の間(土日を除く)市役所大会議室にて申告を受付ます。ただし、各地区での受付日には指定された会場でしか受付できませんのでご了承ください。